

規制の事前評価書

法令案の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案
 規制の名称：外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理
 規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止
 担当 部 局：貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課
 評価実施時期：令和7年1月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づきロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出禁止措置及び輸出貿易管理令別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物のロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体に対する輸出にかかる禁止措置を行うもの。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、主要国が国際協調として講ずることとした輸出禁止措置を国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため実施する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出禁止措置を導入する。
- ・ 輸出貿易管理令別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物のロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体に対する輸出にかかる禁止措置を導入する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用するために、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出禁止措置及び輸出貿易管理令別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物のロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置を法的に実施するものであり、非規制手段は考えられない。

<その他非規制手段の検討状況>

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☒非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

.

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 我が国が輸出管理制度を適切に運用することによって、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することができ、経済制裁の国際的な効果を高めることができる。
- ・ なお、輸出禁止措置の対象とする品目には輸出統計品目番号に基づかないものもあること等から、輸出額を定量的に推計することは困難である。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 許可・承認申請手続に係る作業コストの発生（申請手続に係る書類作成、取扱い品目が規制に該当するかの確認作業）
- ・ 組織内の輸出管理体制の拡大
- ・ 販売戦略等への影響（相手国・地域や品目によっては、輸出が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのものへの影響が生じうる）

他方、上記作業の事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的に推計することは困難である。

<行政費用>

- ・ 許可・承認対象へ追加となった品目に係る審査・検査業務が追加発生
- ・ 許可・承認対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生（説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要になる）

他方、今後行われる申請の件数や説明会の開催件数等は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的に推計することは困難である。

<その他の負担>

.

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・ 外為法に基づく措置を迅速に行う必要があるため。

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・

＜関連する会合の名称、開催日＞

・

＜関連する会合の議事録の公表＞

・

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

- ・ ウクライナをめぐる国際情勢や主要国の対応の状況等を踏まえて適切に判断していく。